

ID: 371

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	設計審査及びしゅん工検査		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (工事の施行) 第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後にしゅん工検査を受けなければならない。 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日